

移送車両貸出事業要項

片品村社会福祉協議会

目的 要介護者が家族等と外出する場合に、当該車両を利用することにより外出を容易にし、これらの介護者等の生活上の利便性の向上及び社会参加を促すことを目的とする。

併せて、各種ボランティアに貸与することにより、移送サービスや老人等を対象とした各種事業の送迎など、ボランティア活動の活動範囲を拡げ、資質の向上を図ることを目的とする。

実施主体 片品村社会福祉協議会

対象者 ①自力で乗車する事が困難な老人及び身体障害者またはその家族
②社協に登録するボランティア団体または個人
③片品村役場及び村内の社会福祉施設

利用基準 ①要介護者は下記の該当者で、運転手と介護者を依頼できる者とする
・常に車イスを使用しなければ移動ができない者
・常に移動する場合に、介護者が必要な者
②ボランティアは下記の事業で社協に登録のある者とする
・要介護者に対する通院介助等の移送サービス事業
・在宅老人等を対象とした交流事業又は保養事業等
③役場又は社会福祉施設が当該車両を使用し、事業を実施する場合

利用手続 ①利用申請書（別紙）を3日前までに提出し許可を受けること。
予約は1日を単位とする
②村外でレジャー等に使用する場合は旅行傷害保険の加入すること。
利用申請書に保険証書又は領収書の写しを添付すること。
③利用申請書と異なる利用の必要が生じたときは、事前に利用申請書を再度提出し、許可を受けなければならない。

- 利 用 料 ①利用料は無料とする。(燃料は利用者負担とする)
②返却後、著しく汚れている場合は業者委託で車両の洗車・清掃を行い、その代金を利用者に負担して頂くことがあります。

- 遵守事項 ①運転者は運転技術に習熟し、常に交通法規を守り、違反または事故を起こすことのないよう安全な運行を図ること。
②道路交通法違反は、絶対行わないこと。
③福祉車両の過重になるような物品、その他自動車事故の原因となるものの運搬は行わないこと。
④運転者は、利用前後必ず車両の安全点検を実施すること。
※事故・違反等があった場合には、事務局長に報告すること。

事故発生時の処理方法

- ①事故が発生したときは、直ちに警察に通報するとともに事務局長に報告すること。
②報告を受けた事務局長は直ちに現場へ直行し、実状を調査すると共に適宜必要な措置をとること。
③利用者は調査の結果に基づき、事故報告書(別紙)を提出すること。
④事務局長は提出された報告書を確認し、会長の決裁を得ること。
⑤相手方と折衝及び保険等の請求手続等は事務局長が行う。
ただし、和解契約及び示談調停等は、会長の決裁を得ること。
⑥会長は前⑤の折衝にあたり、事務局長に代えて特定の代理人に依頼することができる。

- 利用終了 ①燃料は満タンにして返還すること。
②必ず清掃し、翌日の利用に支障のないようにすること。
③運行状況及び点検清掃状況等を使用記録簿(別紙)を記入すること。
④車両の状況を事務局長が確認すること。

付 則 この事業は平成11年8月1日から実施する。